

全体貸借対照表

令和7年3月31日 現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	100,561,737	固定負債	51,219,661
有形固定資産	88,474,303	地方債等	38,238,938
事業用資産	30,225,588	長期未払金	0
土地	9,970,207	退職手当引当金	1,818,326
立木竹	40,933	損失補償等引当金	0
建物	56,011,485	その他	11,162,397
建物減価償却累計額	△ 37,855,548	流動負債	5,211,754
工作物	2,003,287	1年内償還予定地方債等	3,721,914
工作物減価償却累計額	△ 1,291,490	未払金	464,390
船舶	0	未払費用	0
船舶減価償却累計額	0	前受金	5,550
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	375,969
航空機	0	預り金	643,931
航空機減価償却累計額	0	その他	0
その他	0		
その他減価償却累計額	0	負債合計	56,431,415
建設仮勘定	1,346,714	【純資産の部】	
インフラ資産	55,400,932	固定資産等形成分	101,744,578
土地	4,561,729	余剰分(不足分)	△ 51,695,126
建物	2,437,033	他団体出資等分	0
建物減価償却累計額	△ 995,120		
工作物	118,744,555		
工作物減価償却累計額	△ 69,758,494		
その他	2,830		
その他減価償却累計額	0		
建設仮勘定	408,399		
物品	8,888,519		
物品減価償却累計額	△ 6,040,736		
無形固定資産	1,893,177		
ソフトウェア	0		
その他	1,893,177		
投資その他の資産	10,194,257		
投資及び出資金	5,092,724		
有価証券	42,754		
出資金	5,049,970		
その他	0		
長期延滞債権	374,032		
長期貸付金	0		
基金	4,408,287		
減債基金	0		
その他	4,408,287		
その他	355,110		
徴収不能引当金	△ 35,896		
流動資産	5,919,130		
現金預金	4,305,530		
未収金	444,760		
短期貸付金	0		
基金	1,182,841		
財政調整基金	600,729		
減債基金	582,112		
棚卸資産	0		
その他	1,347		
徴収不能引当金	△ 15,348		
繰延資産	0		
資産合計	106,480,867	純資産合計	50,049,452
		負債及び純資産合計	106,480,867

【様式第2号】

全体行政コスト計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
経常費用	47,515,573
業務費用	21,299,591
人件費	4,981,957
職員給与費	3,715,863
賞与等引当金繰入額	368,134
退職手当引当金繰入額	296,638
その他	601,322
物件費等	15,229,276
物件費	9,004,612
維持補修費	1,368,505
減価償却費	4,063,015
その他	793,144
その他の業務費用	1,088,358
支払利息	282,451
徴収不能引当金繰入額	29,799
その他	776,108
移転費用	26,215,983
補助金等	20,048,175
社会保障給付	6,012,760
その他	155,048
経常収益	3,594,305
使用料及び手数料	2,429,896
その他	1,164,409
純経常行政コスト	43,921,268
臨時損失	2,693
災害復旧事業費	0
資産除売却損	1,543
損失補償等引当金繰入額	0
その他	1,150
臨時利益	21,862
資産売却益	3,077
その他	18,785
純行政コスト	43,902,099

全体純資産変動計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位:千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	51,570,347	102,780,381	△ 51,210,034	
純行政コスト(△)	△ 43,902,099		△ 43,902,099	
財源	42,673,600		42,673,600	
税収等	26,302,723		26,302,723	
国県等補助金	16,370,877		16,370,877	
本年度差額	△ 1,228,499		△ 1,228,499	
固定資産等の変動(内部変動)		1,050,603	△ 1,050,603	
有形固定資産等の増加		3,566,465	△ 3,566,465	
有形固定資産等の減少		△ 2,612,300	2,612,300	
貸付金・基金等の増加		2,261,776	△ 2,261,776	
貸付金・基金等の減少		△ 2,165,338	2,165,338	
資産評価差額	0	0		
無償所管換等	81,461	81,461		
他団体出資等分の増加	0			
他団体出資等分の減少	0			
その他	△ 373,857	△ 2,167,867	1,794,010	
本年度純資産変動額	△ 1,520,895	△ 1,035,803	△ 485,092	
本年度末純資産残高	50,049,452	101,744,578	△ 51,695,126	

【様式第4号】

全体資金収支計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	43,085,776
業務費用支出	16,869,793
人件費支出	4,632,589
物件費等支出	11,177,404
支払利息支出	297,774
その他の支出	762,026
移転費用支出	26,215,983
補助金等支出	20,048,175
社会保障給付支出	6,012,760
その他の支出	155,048
業務収入	45,000,192
税込等収入	25,918,434
国県等補助金収入	15,300,226
使用料及び手数料収入	2,491,361
その他の収入	1,290,171
臨時支出	1,149
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	1,149
臨時収入	16,856
業務活動収支	1,930,123
【投資活動収支】	
投資活動支出	4,592,312
公共施設等整備費支出	2,930,817
基金積立金支出	1,628,462
投資及び出資金支出	33,033
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	2,843,881
国県等補助金収入	884,382
基金取崩収入	1,945,347
貸付金元金回収収入	0
資産売却収入	7,656
その他の収入	6,496
投資活動収支	△ 1,748,431
【財務活動収支】	
財務活動支出	4,284,760
地方債等償還支出	3,887,839
その他の支出	396,921
財務活動収入	3,591,132
地方債等発行収入	3,545,733
その他の収入	45,399
財務活動収支	△ 693,628
本年度資金収支額	△ 511,936
前年度末資金残高	4,425,871
本年度末資金残高	3,913,935
前年度末歳計外現金残高	386,696
本年度歳計外現金増減額	4,899
本年度末歳計外現金残高	391,595
本年度末現金預金残高	4,305,530

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、不明なものは、再調達原価としています。ただし、橋梁、港湾等の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額1円としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的以外の有価証券のうち市場価値のないもの 取得原価

イ 出資金のうち市場価値のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法 定額法による

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去3年間の平均徴収不能率により、徴収不能見込額を計上しています。

イ 賞与等引当金

職員に対する賞与等の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、財務書類作成基準日に発生していると認められる額を計上しています。

ウ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5) 資金収支計画書における資金の範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、水道事業会計及び下水道事業会計については、税抜方式によっています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額を表示しています。

イ 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等 該当はありません。

3 重要な後発事象 該当はありません。

4 偶発債務 該当はありません。

5 追加情報

対象とする会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計です。